

## 事業計画の修正に関する条例上の規定について

事業計画の修正に伴う手続【条例第39条】	
横浜市環境影響評価条例	<p>第39条 事業者は、第17条第2項の規定により市長に方法書を提出してから第35条の規定により対象事業に係る工事を完了した旨を市長に届け出るまでの間に、第17条第1項第2号又は第3号に掲げる事項を修正しようとする場合において、当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、規則で定めるところにより、当該修正を行う旨を市長に届け出なければならない。ただし、当該修正が軽微な場合は、この限りでない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による届出を受けたときは、審査会に対し、当該届出に係る対象事業の修正が環境に及ぼす影響について調査審議させるため諮問しなければならない。</p> <p>3 市長は、第1項の規定による届出があった場合において、当該修正後の当該対象事業について第17条から前条までの規定による環境影響評価、事後調査その他の手続の全部又は一部を再度行う必要があると認めるときは、事業者に対し、その旨を通知するものとする。</p> <p>4 事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る環境影響評価、事後調査その他の手続を行わなければならない。</p> <p>5 (省略)</p>
手続の流れ	<pre> graph TD     A[事業者] -- "①修正届 条例第39条第1項" --&gt; B[横浜市長]     B -- "②諮問 条例第39条第2項" --&gt; C[審査会 (調査審議)]     C -- "③答申 条例第51条第2項" --&gt; B     B -- "④通知 条例第39条第3項等" --&gt; A     B --&gt; D{再実施の要否}     D -- "必要がないとき" --&gt; E[環境影響評価の再実施 不要 ・事後調査計画書、事後調査結果報告書の作成、提出 (条例第38条) ・市長は、環境の保全上必要があると認めるときは、必要な指導及び助言 (条例第63条)]     D -- "必要があると認めるとき 条例第39条第3項" --&gt; F[環境影響評価の全部又は一部の再実施 条例第39条第4項]     </pre> <p>※地元説明会:都市計画変更手続の中で実施(提出前で時期未定)</p>

### 【参考】環境影響評価条例施行規則 別表3 軽微な修正

対象事業の種類	事業の諸元	手続を経ることを要しない修正の要件
10 高層建築物の建設	延べ面積	<p>延べ面積が10パーセント以上増加しないこと。</p> <p>本案件の場合、A-1・2地区において、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・約 79,330 m<sup>2</sup> → 約 98,960 m<sup>2</sup> (約 24.7%増)</li> </ul>

## 今回の修正届出書に対する調査審議の流れ

